

介護職のあなたを応援します

「ありがとう」と
笑顔であふれている

研修費用の

3/4(市内在住の方)

1/2(市外在住の方)

助成します

上限なし

研修助成事業



問合せ先

【介護保険サービス関係】

厚木市福祉部介護福祉課介護給付係

【障害福祉サービス関係】

厚木市福祉部障がい福祉課障がい給付係

電話：046-225-2240(直通)

電話：046-225-2225(直通)



- 【対 象】 ①市内の介護保険指定事業所又は障がい児者福祉指定事業所で介護に従事している職員
②対象となる研修を修了後 1 年以内に市内の介護保険指定事業所又は障がい児者福祉指定事業所に介護職として就労した方

【対象となる研修等】

- ①介護職員初任者研修
- ②介護福祉士の資格取得のための実務者研修及び介護技術講習
- ③介護支援専門員の資格取得のための実務者研修
- ④主任介護支援専門員研修
- ⑤喀痰吸引研修
- ⑥居宅介護職員初任者研修
- ⑦障害者居宅介護従業者基礎研修
- ⑧重度訪問介護従業者養成研修
- ⑨行動援護従業者養成研修
- ⑩同行援護従業者養成研修
- ⑪ガイドヘルパー養成研修
- ⑫認知症介護基礎研修
- ⑬認知症介護実践者研修
- ⑭認知症介護実践リーダー研修
- ⑮認知症介護指導者養成研修
- ⑯強度行動障害支援者養成研修

- 【助成額】 個人が負担した介護職に係る資格取得の受講料の一部
【市内在住の方】 研修費用の 3 / 4 （上限なし）
【市外在住の方】 研修費用の 1 / 2 （上限なし）

- 【手続き】 研修を修了したことを証明する書類の写し・領収書の写しを添えて申請

- 【その他】 対象となる研修及び資格について、詳細は市のホームページをご覧ください。

※ 介護保険指定事業所に勤務している方は介護福祉課へ、障がい児者福祉指定事業所に勤務している方は障がい福祉課へお問合せください。